

第 5 回 議 事 録 (要旨)

会 議 名	第5回守山市環境施設対策市民会議		
事 務 局	守山市環境生活部環境施設対策課		
開 催 日 時	平成 25 年 12 月 2 日(月) 午後1時 30 分から午後2時 40 分まで		
開 催 場 所	滋賀県農業共済組合大津・南部支所2階会議室		
出 席 者	委 員 (11 名)	占部会長、高野副会長、千代委員、三宅委員、谷口委員、山岡委員、本城委員、今井委員、伊藤委員、辻委員、藤井委員	
	市・事務局 (11 名)	秋山副市長、田中環境生活部長 原田環境生活部次長(環境施設対策課長事務取扱) 【環境センター】上島所長、林参事(環境施設対策課兼務) 【ごみ減量推進課】西村課長補佐(環境施設対策課兼務) 【環境施設対策課】石田主任 【パンフィックコンサルタンツ株式会社】西川、笠井、山崎、渡部	
傍聴の可否	可	傍 聴 者 数	14 人
会 議 次 第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 施設整備に係る基本方針及び内容について(最終案) 【資料1】</p> <p>3. 議 事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)施設の建設場所の考え方について(第4回) 【資料2】</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)施設の付帯施設のあり方について(主たる機能) (第3回) 【資料3】</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉 会</p>		
会 議 結 果	別紙のとおり		
そ の 他			

1 開 会

(事務局)

開会の挨拶

2 施設整備に係る基本方針及び内容について

基本方針及び内容についての最終案を提示し、今回提示した案を市民会議としての基本方針および内容としていくことで承認を得た。

(事務局)

資料1の説明

(意見)

- 方針4について、「2Rに重点を置き」とあるが、国の方針でも謳われていることなので、「滋賀県廃棄物処理計画の基本方針では」を削除し、守山市の示す方向性として書けばよいのではないか。
⇒ (事務局回答) 守山市での現在の一般廃棄物処理基本計画では3Rを方針としている。滋賀県では2Rへと転換してきているということを示したく記載した。
- 現在の守山市の一般廃棄物処理基本計画で3Rを方針としていて、今回の施設整備方針としては滋賀県の方針にも掲げられている2Rに特に重点を置いて実施していくということであれば、記述を残しておいたほうがよいのではないかと思う。
⇒ 各委員了承。
- 最重要の方針として「安全・安心で安定した稼動ができる施設」を方針1にされたのは良かったと思う。また、方針5「経済性に優れた施設」は最後の項目としているので、他の項目より優先度が高くないよう慎重に取り扱ってもらいたい。
- 施設整備の基本方針では、一般的に方針に順位付けはしない。方針1については優先順位が1番であっても、方針2～5は全て同じ順位の扱いなのでは。他の自治体でも、順位付けは施設設計の際に改めて考えられていると思う。
- ただし、経済性を優先することを理由に、建設場所の話が安易に進まないようにしていただきたい。
⇒ (事務局回答) 方針5つを定めたが、以前申し上げたように、方針の中に順位は無く、全てが最重要の方針と考えている。

★ (会長まとめ)

今回示された案を最終案としたいと思うが、よろしいか。

⇒各委員了承。

3 議 事

(1)施設の建設場所の考え方について(第4回)

前回会議での意見を踏まえ、最終的な事務局案を提示し、その内容を協議した。建設場所の考え方については、事務局から提示された基本的な考え方、基本的条件並びに1次選定条件、2次選定条件を候補地選定の基準としていくことで承認を得た。

(事務局)

資料2について説明

(意見)

- 安全・安心について、先日も大津市のほうで事故があり稼働停止していると聞いている。安心・安全な施設からの距離の考え方として、学校・病院・住宅などからは300m、将来、市街化が予想される区域からは500m離れているから大丈夫。ということで、本当に安心・安全という根拠としてよいものなのか。
 - ⇒ (事務局回答) 現施設においても、法で定められている基準値よりもさらに低い自主規制値を定めて運転している。また、法で定められた回数より多く測定もしている。新施設においても同様に、法よりもさらに厳しい基準値を目指すよう、専門部会の方でも議論していただいております。距離につきましては、今までにもご説明申しておりますように、安全な施設ではありますが、工場としての側面もありますことから騒音等の問題もあるため、一定の程度離れていることが望ましいという意味合いで距離の基準を設けております。
 - ⇒ (事務局回答) 大津市の事故を受けて、守山市で現在実施している調査の内容を説明させていただきます。まず、煤煙について国の基準は2回ですが、現在守山は6回実施しており、ダイオキシンは国が1回で守山市は4回実施しています。その結果を受けて、運営委員会で運転状況を説明している状況でございます。
大津市の事件を受けまして、私どもも定期的に炉を止めますので、その際に目視でしっかりと確認していきたいと考えております。現段階では規制値の基準以下で運転をしているという状況でございます。
- 煙突からの排煙の拡散シミュレーションはできるのでしょうか。
 - ⇒ (事務局回答) 焼却施設を建設する場合には、生活環境影響調査を実施することが義務付けられています。これは1年間の季節、春夏秋冬での風の状況等を調査し、さらに施設を建てた時にどのような負荷がかかるのかということ进行调查することになるので、施設規模、煙突の高さ等を定めていく中で調査をしていくことになります。
- 環境アセスの段階では、また委員会を設置するのか。その際、この会議のメンバーや専門家を委員とし、透明性の高い中で検討していくのか。
 - ⇒ (事務局回答) 生活環境影響調査につきましては、当然、候補地がある程度絞り込まれてきたからの作業となる。今回想定している施設は、70トン程度の施設であり、県条例による環境アセスではなく、やや簡便な生活アセスとなります。手続きについても、条例の中で明記されていることから、その条例に従って進めて行くような形になります
- 守山市の場合は条例に従った手続で進めていくことでよいか。その際、委員会のメンバー構成はどのようなものと決まっているのか。
 - ⇒ (事務局回答) 今現在の条例では、委員の設定までは明記はされていない。調査項目については、当然、県条例程度の項目は必要だと思っている。ただ、手続が少し簡便な形になるということである。
- 場所がどこであろうと同じように環境アセスメントを実施していくということか。改築、修繕であっても実施するのか。
 - ⇒ (事務局回答) 建設するときの条件であるため、それを実施しないと建設はできないとい

うことになる。改築の際も当然必要になる。

- 前回の会議でも申し上げたが、やはり農地法及び農振計画との整合については理解できない。風致地区とか、文化財の問題については、いわゆる不特定多数の方々がそれを享受するということが前提になる。

しかしながら、農業振興地域というのは、不特定多数ではなく特定の地域を指すことになる。守山市の中で本当に良い場所、市民の方々に喜んでいただける場所を選定するという市民会議の大きな目標から考えると、何か、この農業振興地域があることによって、限られた地域にしか設置できないと思えてならない。それについて基準の緩和などを検討してもらえると委員として大変ありがたいと思う。

⇒ (事務局回答) 守山市の状況からいくと、農振青地という地域がほとんどであります。そうしたことから、農振青地の中でも2段階に分けられると考えております。本市の農振農用地では、ほとんど土地改良が出来ており、国の方から補助をいただいた中で基盤整備が出来ております。

ただ、その中でも、その事業が終わってから8年経過している地域と8年経過していない地域があります。当然、従来からお伝えしておりますように、ここでは絞り込んでいく条件を段階的に決めているということですので、そういう意味ではまずは、8年経過している地域を候補としていきたいという形で記載させていただいている。

⇒ (事務局回答) 事務局が説明したとおり、許認可権については国が握っている。市長会のほうでも、土地改良区域の取り扱いに関する議論がされている。

ただ、8年を経過しているかどうか、国が農振を外す許可条件として、大きな壁になっている。そのため、候補地を選定する中では、国の手順上、まずは候補地選定段階において8年未満の地域については外させていただく。

ただし、農振青地については、現に外されている団体もありますので、それについては協議をしていく。そのようなことで理解していただきたい。

- そういうことはよくわかるが、この基準でいくと推定ではあるが、守山市の8割ぐらいの場所に網がかかり、残りの2割程度でしか場所を選定することができない。市民会議を立ち上げ、位置場所について皆さんとしっかり議論いただきたいと言いながら、実際には、農振地域の2割程度でしか場所の選定ができない。このことにもどかしさを感じている。

また、行政の姿勢として、本当に良いものを作りたいのであれば特区制度などを利用してでも進めて行くというような意気込みが無いことが残念である。行政としても一応努力はしてみますというような言い方をしてくれるとうれしいが、頭からなかなか難しいということで終わってしまうところに、本当の市民会議の意味が薄れているように思える。

このような意見を持った委員がいたということ、しっかりと議事録に残してもらえるとありがたい。

- 以前のグラウンドのところ、排水を利用した親水公園をつくらうという話になっていた。しかしながら、あの場所は、住民のニーズから地域のスポーツのために使うということで方針転換をもらった。

それについて、地元住民からは、あの場所にまた新しい焼却センターを建設するつもりでそういうことしたのではないかとされている。2、3年ほど前に決めたことを手の平返すような

ことがないようにしてもらわないといけないという思いがあって、地域の方の厳しい意見を申し上げておきたいと思う。

⇒（事務局回答）3年ほど前に北部の中核事業ということで、市道25号線とあわせて整備させていただいた。一定、地域の方々、また委員の方々と協議する中で最終の整備案ができたという認識をしている。

この整備について、過去に地元とお約束させていただいておりましたことが非常に遅れてしまったことに対しては、大変申し訳なく思っております。

また、あの場所で次の施設を建設するために整備したのではなく、当初から過去に地域の方々とお約束させていただいたものを財源が確保できたということで整備させていただいたものである。

次期の施設の場所があ場所ありきで、あの事業を行ったということは絶対にございませんで、この場で説明させていただいております。

- おそらく建設場所、位置場所というのは非常に市民の関心も高い。今後、どういう手順で、どういう考えを持って行政がこの位置場所について、最終的な判断をするのか。その点を教えてもらいたい。

12月議会での市長の所信を見ていると、そのような所までは書かれていない。これからどのようになっているのかということは、市民の関心事でもある。

また、市民の中には、市民会議の場で建設場所そのものを決めると誤解されている方もいる。建設場所の考え方の次のステップとして、今後どのような手順を想定しているのか。

⇒（事務局回答）前回は申し上げたとおり、市民会議は場所を決めていただく会議ではございません。あくまでも、建設場所の基本的な考え方をご議論いただき、市民会議としてのご意見をまとめていただく。本日、ご協議いただいて事務局が提示させていただいているこの案で一定お取りまとめをいただければ、私どもは議会と十分協議をさせていただき、最終的に市の案をまとめさせていただく。それによって幾つかの候補地が選定されるという形になろうかと思えます。

また、市民会議の場には結果だけでなく、その過程につきましても説明させていただきま。ただ、時期が何時ごろになるのかということについては、もう少し時間をいただきたいと考えております。

- 前回の委員会の中で、専門部会で適切な処理方式は議論するとあった。専門部会は最適な処理方式というのをどのようなスケジュールで決めていくのか。

また、専門部会は、最適な処理方式以外にも議題に挙げて議論をするというつもりがあるのか伺いたい。

⇒（事務局回答）専門部会では、処理方式、施設の規模、目指すべき安全基準の3項目について議論をしていただく。来週12/13に第2回専門部会を予定しており、その結果については、1月以降に予定している第6回市民会議で報告したいと思う。

★（会長まとめ）

今回示された案をもって、市民会議としての施設の建設場所の考え方、選定基準を決定するプロセスとさせていただきたいと思いますが、よろしいか。

⇒各委員了承。

(3) 施設の付帯施設のあり方について(主たる機能) (第3回)

前回会議で、各委員から出された付帯施設のアイデアを踏まえ、本市にとって必要な付帯施設について事務局案を提示し、その内容を協議した。

付帯施設としては、①余熱を利用した施設(温浴施設 or 温水プール)、②環境学習やリサイクルの推進に資する施設(環境学習施設、リサイクル工房)などの整備を検討していくことで承認を得た。

また、地域交流の場となる集会施設、スポーツ施設、地域活性化の拠点施設などについては、候補地地域の実情を踏まえ検討していくことで承認を得た。

(事務局)

資料3について説明

(意見)

- ごみ発電を行う場合は、どのような設備組み合わせになるのでしょうか。
⇒ (事務局回答) 今回の施設では、仮にフルボイラを設置したとしても、場内の電力需要を全て賄うほどの発電はできない。当然、売電というのも難しいと考えている。それでも余熱を利用したものは可能であるので、現状として得られるエネルギーから付帯施設の内容を検討していきたい。
- ランニングコストは、設備によってどの程度の差があるのか。
⇒ (事務局回答) ランニングコストはメーカーによっても大きく異なり、詳細なデータは得られていない。また、付帯設備・付帯施設として何を作るかによっても、維持管理費は大きく異なると思う。
- 「地域の実情や要望を踏まえ、内容を検討する施設」とあるが、予算としてはどの程度考えられているのか。枠は無いのか。
⇒ (事務局回答) これから具体的な場所も出てくることになる。地域に重なるような施設を作る必要は無いかと思しますので、そこは十分にご協議させていただき内容となる。必要となるものについては、当然整備していくことになる。
ただ、市民会議の中でも、無駄なものを作るべきではないという意見も出ているので、費用対効果も考慮しつつ、必要なものについては作っていくことを考えている。
- この種の施設は、やはり迷惑施設というレッテルが張られており、近くに来るのは大変だというのが市民の総意だと思う。しかしながら、そのようなことを払拭していこうということで市民会議を立ち上げ、議論している。
そうした中で、この施設が市民に愛され、地域の活性化になるのであるならば、また、この施設がどの場所に行くかは別問題として、もし私どもの所に来れば大きく地域が振興したり、発展したり、そういうことがあるのであれば、という意見も中にはあるのではないかとも思う。
その時に、場所選定の仕方について、本当に地域に貢献する施設とするならば、幾つかの候補地が選定された段階で行政からどうでしょうかという、そういうことは行政の考え方の中にあるのかどうか。
⇒ (事務局回答) 候補地が幾つか上がり、その地域に説明する段階において、余熱利用を使った施設と環境リサイクル施設、この2つについては、しっかりとお示しをさせていただきたいと思います。

ただ、地域の実情や要望を踏まえ、内容を検討する施設については、地域の皆さまと十分ご協議をさせていただいた中、やはり税金を使いますことから市民にも説明できる施設ということになろうと思います。ですから、行政側から、地域の実情にあった施設はこのようなものですという形でお示しするのではなく、こういうものがありますよという程度ぐらいのお示しになると思う。

- やはり今でもこの施設は、迷惑施設と捉えられやすい施設であることから、出来る限り、その地域の方が迎えられる体制づくりだけはお願ひしたいと思う。

★ (会長まとめ)

それでは、今回事務局から示された案をもって、付帯施設のあり方に関する一定の方向性としていたと思いますが、よろしいか。

⇒各委員了承。

4 その他

● 次回開催予定日について

- ・ 第6回市民会議については、日程の調整中。決まり次第、改めて連絡をする。

5 会議全体を通しての質疑

- 先日、西播磨の施設を視察してきた。そこで学んできたことだが、西播磨では設計・施工から維持管理・運営までを民間資金を活用して行うPFIで実施されているとのことだった。守山市においても、運営方法について検討されてもよいのではないかと思う。

⇒ (事務局回答) 本市でも十分検討していくべき項目と考えている。

- 最後にお願ひを申し上げたいと思います。市民会議を立ち上げこれまでの過去5回、色々と話し合いをして参りました。市当局に対する色々な要望もして参りました。

これから実際に場所決めに移るわけですが、我々が今までに出してきた意見を十分尊重していただき、慎重に場所をお決め願ひたいと思います。

その暁には、市民会議としてはやはり、全面的にバックアップしていくという体制を取りたいと思っておりますので、是非今までの話し合いを十分に尊重していただいた結論を出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

⇒ (事務局回答) 本日いただいた意見につきましては、私どもも尊重させていただく中で、議会とも十分協議させていただき、建設場所につきましては、選定をしてまいりたいと考えております。

- 次第の裏面に特別委員会とありますが、これはどのような意味で記載されているのでしょうか。

⇒ (事務局回答) 基本的にこの市民会議を開催させていただく前には、同じような内容で議会の特別委員会の方でもご意見を頂戴させていただき、この場に臨んでいるということでございます。そのような意味合いで記載をさせていただいているところでございます。

6 閉会

(事務局)

師走の初めの忙しい中、ご出席いただき、ご議論いただき、本当にありがとうございました。

まず、基本方針でございますが、本日最終確認をいただきました。また、建設場所の考え方につきましても、今いただいたご意見を十分尊重させていただく中で、議会と十分に協議をさせていただいて、最終案をとりまとめてまいりたいと考えております。

今後につきましても、どうか皆様のご協力いただく中で、新しい施設ができますことをお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございました。

以上